

## 民間活力導入の手法

民間活力導入の具体的な手法については、次に掲げる手法を対象とし、事務事業の内容や手法の特性に応じて、どの手法が適切か検討する。

1 民間委託	2 指定管理者制度	3 民営化
4 市民協働	5 人材派遣	6 市場化テスト
		7 P F I

## 1 民間委託

市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保したうえで、その事務事業等を民間企業、外部の団体及び個人などに委ねること。

## 【民間委託の判断基準】

- (1) 市民サービスが維持・向上するか
- (2) 人件費等の経費節減が図れるか
- (3) 事務処理の効率化が図れるか
- (4) 外部の専門的知識や技術の活用が図れるか

## 【民間委託を検討すべき事務事業】

類 型	事務事業の例
(1)定型的なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データの入力・集計業務、</li> <li>・ データベースの構築・データ管理</li> <li>・ 各種統計・調査業務</li> <li>・ 市有財産等の管理</li> <li>・ 使用料・手数料等の徴収・収納業務</li> <li>・ 文書の收受・発送業務</li> <li>・ 受付案内・電話交換</li> </ul>
(2)常時職員を配置する必要のない臨時的なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会・展覧会の開催業務</li> <li>・ 定期健康診断業務</li> <li>・ 試験の作成、採点</li> </ul>
(3)イベント、研修会、講習会等、委託により効果的な運営が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的指針を示した上での企画全般</li> <li>・ 会場設営・撤去、駐車場整理</li> <li>・ 受付・会場案内</li> <li>・ 研修会・講習会の企画運営業務</li> </ul>
(4)管理、運営など委託により弾力的・効果的な運営が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の管理運営業務(指定管理者)</li> <li>・ 庁舎等の維持管理業務</li> <li>・ 公用車等の管理・運行業務</li> <li>・ 介護サービスや保育所の管理運営</li> </ul>
(5)民間の専門的知識、技術、設備等の活用が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム開発等の情報関連業務</li> <li>・ 設計、施工監理、測量、地質等調査</li> <li>・ 調査、分析、検査、測定業務</li> <li>・ 用地買収関連業務</li> <li>・ 給食調理業務</li> </ul>
(6)同種の業務を行う民間事業主体が多いもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種宣伝業務</li> <li>・ 広報業務</li> <li>・ 広報資料作成業務(広報誌作成等)</li> </ul>

公の施設については、管理運営を包括的に委ねる指定管理者制度の導入を検討する。

### 【民間委託の検討における留意事項】

- ( 1 ) 民間委託を検討する際は、まず次に示す項目について検証を行なう。
  - 各種法令に適合している
  - 個人情報などの情報管理が確保できる
  - 将来的にも安定的に業務の遂行が可能
  - 責任の所在が明確である
  - 事故発生時など緊急時の対応が可能
  - 同一事務事業（業務）において、すでに民間委託を実施した実績がある
- ( 2 ) 公権力の行使・政策立案などにかかわるものであっても、それに付随する定型業務等については細分化して民間委託を検討する。
- ( 3 ) 類似した事務事業を一括して委託するなど、スケールメリットを発揮することにより、民間委託ができないか検討する。
- ( 4 ) 市が直接実施する場合に比べ、委託した場合にサービス水準が向上するか、コスト等の削減が図れるか事前に比較・検討を行う。

## 2 指定管理者制度

市が設置した公の施設について、その設置目的を達成するために、民間の経営能力や技術を活用して施設の管理運営を委ねること。

### 【指定管理者制度導入の判断基準】

- ( 1 ) 市民（利用者）サービスが維持・向上するか  
(利用者数の増加や将来的に利用料金の引き下げが見込めるかなど)
- ( 2 ) 市民の平等利用が確保できるか
- ( 3 ) 管理運営経費の削減が図れるか
- ( 4 ) 施設の設置目的が達成されるか

### 【指定管理者制度の導入を検討すべき施設】

- ( 1 ) 新たに設置する施設
- ( 2 ) 利用料金制の採用が可能な施設
- ( 3 ) 使用許可権限を付与することに問題のない施設
- ( 4 ) 現在、管理業務の一部又は相当の部分を民間に委託している施設
- ( 5 ) 民間の施設と競合する施設
- ( 6 ) 管理主体に関し、個別法による制約のない施設
- ( 7 ) 利用者の個人情報保護が容易に図られる施設

## 3 民営化

施設の民間移譲等により、サービスの提供を民間が実施主体として担うこと。

### 【民営化の判断基準】

- ( 1 ) 需要が多くあるか
- ( 2 ) 同種のサービスを提供する民間事業主体があるか
- ( 3 ) 受益者負担を求めることができるか

### 【民営化を検討すべき事務事業】

- ( 1 ) 法令等の改正又は目的が既に達成され、市が実施主体となつて行なう必要が失われ、又は減少したもの
- ( 2 ) 民間によって、同種のサービスが提供されていて、市が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの
- ( 3 ) 市がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供する方が、質や量、コスト面での向上が期待できるもの
- ( 4 ) サービスの需要が多くこれに伴う収入が見込まれ、民間の経営努力により採算がとれると見込まれるもの

### 【民営化にあたっての留意事項】

- ( 1 ) 利用者の視点に立った取組み  
利用者等に対する情報提供、意見聴取など、民営化に対する理解を得るよう努める。
- ( 2 ) 事前・事後の検証  
予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、市が継続する場合と比較検証を行なう。また、民間事業者の業務執行能力、執行体制などの実施主体としての的確性についても十分な検討を行うとともに、市が監督・指導を行う体制を整える。
- ( 3 ) 民営化への段階的移行  
民営化を円滑に実施するために、必要に応じて経過的な措置を講ずるなど、民営化の段階的な移行を検討する。( 事前に民営化後の実施主体として予定する者に業務を委託する、民営化後期限付きで財政その他の支援を行なう等 )

## 4 市民協働

市民及び様々な団体と市、また団体同士が、共通する課題の解決や目的の実現のため、互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら、協力すること。

### 【市民協働の導入時の留意点】

- ( 1 ) 各団体の自立性・自主性を保ち、特性を十分認識し、尊重すること
- ( 2 ) 各団体と市が対等な関係であること
- ( 3 ) 両者の関係が透明性のある関係であること
- ( 4 ) 各団体の実績、能力の把握に努め、専門性、機動性などの長所を活かすこと
- ( 5 ) 対象が、コミュニティ施設、公園、子育て、介護、教育など、市民協働で実施することが妥当である施設又はサービスであること
- ( 6 ) 地域住民の主体的な取組みや地域コミュニティの活性化を促進すること

## 5 人材派遣

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）」に基づき、労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事させること。

### 【人材派遣の導入にあたっての留意点】

- ( 1 ) 業務の種類等に応じ、派遣受入可能期間の制限がある。
- ( 2 ) 一定の場合には、派遣先は雇用契約の申し込み義務が生じる。
- ( 3 ) 労働派遣契約以外の業務をさせてはならない。
- ( 4 ) 派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成等、労働者派遣法第3章第3節の派遣先の講ずべき措置の義務を果たすこと。
- ( 5 ) 一般事務への安易な導入は行わないこと。

### 【人材派遣の導入を検討する業務】

- ( 1 ) 労働者派遣法で規定される専門的な知識、技術又は経験を必要とする「26業務」
- ( 2 ) 3年以内の有期プロジェクト業務

## 6 市場化テスト（官民競争入札・民間競争入札）

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」は、行政による独占市場である国又は地方公共団体の公共サービスの領域において、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で国又は地方公共団体と民間事業者 又は、民間事業者間において、これを実施する者を決定するための手続き（官民競争入札・民間競争入札）を定め、公共サービスにおいて競争原理を導入するもの。

### 【地方公共団体の特定公共サービス】(公共サービス改革法第34条)

- (法令で民間ができないとされている業務の特例を定め、民間でも実施可能に)
- ( 1 ) 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- ( 2 ) 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- ( 3 ) 外国人登録法に基づく外国人登録原票の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- ( 4 ) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- ( 5 ) 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し業務
- ( 6 ) 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し業務

## 7 P F I (Private Finance Initiative)

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律( P F I 推進法)」に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行なうものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスを提供するための手法。

### 【 P F I 導入にあたっての留意事項】

P F I では行政にはない知識やノウハウを必要とし、また事業のメリットを發揮するためには一定以上の事業規模が必要とされることから、十分に研究した上で活用を検討する。

### 【 P F I が導入できる施設】

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舍等
公益的施設	公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設